

部内各課長
各総合事務所長
鳥取港湾事務所長
鳥取空港管理事務所長

} 様

県土整備部長
(公印省略)

ダンプトラック後部に装着する突入防止装置の法令遵守の徹底について (通知)

県発注工事に係るダンプトラックについて、道路運送車両の保安基準 (昭和26年7月28日運輸省令第67号) 第18条の2に規定される突入防止装置の整備不良違反により、警察署から指導を受ける事例が立て続けに発生しました。

については、下記事項について御承知いただくとともに、受注者への監督指導の徹底をお願いします。

なお、関係業界に対しては、別途通知しています。

(担当: 技術企画課 企画・技術調査担当 谷 電話0857-26-7410)

記

○違反事例の概要

平成24年10月30日及び平成24年11月1日に、道路運送車両の保安基準で定めた突入防止装置(突入防止バンパー)をダンプトラック後部に装着せず、不適切な状態で公道を走行していることが県民からの通報により判明し、警察署からダンプトラック業者に対して厳重注意(交通安全指導票の交付)があった。

○道路運送車両の保安基準

第18条の2 (巻込防止装置等)

3 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車^が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。(以下略)

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

第16条 (突入防止装置)

3 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

一 貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が3.5トン以下のものに限る。)に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。

イ、ロ、ハ、ニ (略)

二 前号に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置は、別添25「突入防止装置取付装置の技術基準」に定める基準とする。(以下略)

○別添25「突入防止装置取付装置の技術基準」

3. 2. 突入防止装置の装備要件

3. 2. 1. 突入防止装置は、非積載重量状態においてその下縁の高さが地上550ミリメートル以下となるように取り付けられていること。また、別添24「突入防止装置の技術基準」に規定する当該装置に加える試験荷重の負荷点の高さは、非積載重量状態において地上600ミリメートル以下であること。
3. 2. 2. 突入防止装置の最外側縁は地面に接しているタイヤの膨らみ部分を除き、車輪の最外側の内側100ミリメートルまでの間にあること。この場合、後車軸が2軸以上のものにあつては、最も幅の広い後車軸とする。
3. 2. 3. 突入防止装置の取り付けは、別添24「突入防止装置の技術基準」に従つて突入防止装置の試験荷重を負荷した全ての点において測定した変位量が、突入防止装置の後端と自動車の後面との水平距離が400ミリメートルを超えないよう取り付けなければならない。この水平距離は、非積載重量状態において地上1,500ミリメートルを超える当該自動車の他の部分を除くものとする。
3. 2. 4. 自動車の後車輪の両外側に接する2点を結ぶ距離は、別添24「突入防止装置の技術基準」別紙1の3. 1. 3. に規定する突入防止装置の試験荷重点の距離が300ミリメートル±25ミリメートルとなるものでなければならない。

(注意) 上記装備要件で規定される数値基準は、平成17年9月1日以降に製造された車両に対するものであり、それ以前に製造された車両は改正前の告示が適用される。

〔参考：後部バンパーの断面高さ、取付高さ及び奥行きに係る基準〕

- ① 平面部断面の高さが100mm以上でなければならない。
- ② 空車状態においてその下縁の高さが地上550mm以下でなければならない。
- ③ 奥行きが車両後端から400mm以下でなければならない。

